

【住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー】
 様式第16号（第18条関係）

令和 年 月 日

北九州市長 様

申請者 (〒 -)

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー補助金交付申請書（兼実績報告書）

住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活・転入応援メニュー補助金の交付を受けたいので、住むなら北九州 定住・移住推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条第1項の規定により、下記のとおり申請をします。なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないこと及び申請資格を満たすことを誓約するとともに、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。

記

申請者について	(フリガナ)		性別	男・女	生年 月日	S・H 年 月 日
	申請者氏名					
	申請区分 (該当番号に○印)	1 申請者が29歳以下で、本市が別に定める企業に新たに就職するため、転入又は転居する者（新規就職者） 2 申請者が39歳以下で、市内の雇用機会の増大に寄与した企業への勤務に際し、転入することになった者、又は本市が実施する移住支援事業を利用し、転入することになった者（企業移転に伴い移住する従業者等）				
	現在の勤務先	勤務先名： 【所在地： _____】				
	市外居住年数	年 月 ※認定申請時の年数を記入				
転入又は転居先の住宅について	転入又は転居先の住宅 (該当番号に○印) ※街なかに所在するもの	1 民間賃貸住宅 ※住戸専用面積が25㎡以上 2 特定優良賃貸住宅のうち家賃補助が終了した住宅 3 空き家バンク登録住宅				
	転入又は転居先の住宅の所在地	北九州市 _____ 区 【共同住宅の名称・部屋番号： _____】				
	転入又は転居先の住宅の家賃(a)	円 ※共益費、駐車場料金等を除く				
	転入又は転居年月日	令和 年 月 日 ※届出年月日ではないので注意のこと				
	補助金交付申請額 ※1 上限額100,000円	補助金 ^{※1} (a) × 2				円
補助金交付決定額					※この欄は記入しないで下さい。 円	

【本申請書に係る用語の定義】（参考）

	用語	定義
申請者について	転入	北九州市外から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。
	転居	北九州市内から北九州市内の居住地へ住所を異動することをいいます。
	市内の雇用機会の増大に寄与した企業	当該年度に本市において起業した企業、新たに拠点を整備した企業、企業立地にかかる優遇制度を申請若しくは申請予定の企業又は市長が別に定める企業をいいます。
	本市が実施する移住支援事業	本市への移住を促進するために企業のテレワークの定着など新たな働き方を検討するための支援事業、本市への移住希望者の居住体験の支援事業又は市長が別に定める事業をいいます。
転入又は転居先の住宅について	街なか	居住の誘導を図る区域である要綱の別表第1で定める区域をいいます。
	民間賃貸住宅	北九州市・福岡県・北九州市住宅供給公社・福岡県住宅供給公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次の全てを満たし、街なかに所在する住宅をいいます。 ア 建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの（以下「新築」という。）ではない住宅。 イ 昭和56年6月1日以降に着工した住宅及び、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たす住宅、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅。 ウ 宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）第2条第1項第3号に規定する宅地建物取引業者が仲介を行う住宅。
	特定優良賃貸住宅	本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅のうち街なかに所在する住宅をいいます。ただし、福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したものは除きます。
	空き家バンク登録住宅	北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結したもののうち、街なかに所在する住宅をいいます。
	家賃	民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金等を除く。）をいいます。

【注意事項】

- 必ず、住むなら北九州 定住・移住推進事業（新生活・転入応援メニュー）補助申請要領（以下「申請要領」という。）をご確認のうえ、申請書をご記入ください。
- 申請要領については以下の方法でご確認ください。
 - 本市「住むなら北九州 定住・移住推進事業」ホームページを参照。
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0052.html
 - ホームページを確認できない場合は、建築都市局住宅計画課（Tel:093-582-2592）までお問い合わせください。